

大通達甲（生）第8号
令和7年8月7日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

街頭防犯カメラシステム運用要綱の改正について（通達）

街頭防犯カメラシステムの運用については、街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程（平成24年大分県公安委員会規程第1号）第9条の規定に基づき、「大分県警察街頭防犯カメラシステム運用要綱の改正について」（令和5年3月31日付け大通達甲（生）第5号）により実施しているところであるが、この度、別添のとおり「街頭防犯カメラシステム運用要綱」を改正し、令和7年9月1日から実施することとしたので、適正な運用を図られたい。

なお、前記通達は、同日付けをもって廃止する。

（生活安全企画課安全・安心まちづくり推進係）

別添

大分県警察街頭防犯カメラシステム運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程（平成24年大分県公安委員会規程第1号。以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、大分県警察が設置する街頭防犯カメラシステムの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において使用する用語は、規程において使用する用語の例による。

第3 基本原則

街頭防犯カメラシステムの運用に当たっては、個人のプライバシーその他国民の権利を不当に侵害することのないよう留意しなければならない。

第4 管理運用体制

1 総括責任者

- (1) 生活安全部長を総括責任者とする。
- (2) 総括責任者は、街頭防犯カメラシステムに関する事務を総括し、その適正かつ円滑な運用を図るものとする。

2 総括副責任者

- (1) 生活安全部生活安全企画課長を総括副責任者とする。
- (2) 総括副責任者は、総括責任者を補佐し、街頭防犯カメラシステムが適正かつ円滑に運用されるよう必要な措置をとるものとする。

3 管理運用責任者

- (1) 街頭防犯カメラシステムの設置場所を管轄する警察署（以下「設置署」という。）に管理運用責任者を置き、当該設置署の長をもって充てる。
- (2) 管理運用責任者は、総括責任者及び総括副責任者と連携して、管轄区域内に設置した街頭防犯カメラシステムの管理及び運用に関する事務を統括し、その適正かつ円滑な運用を図るものとする。

4 管理運用補助者

- (1) 設置署に管理運用補助者を置き、当該設置署の生活安全課長（生活安全刑事課長を含む。）をもって充てる。
- (2) 管理運用補助者は、管理運用責任者を補佐し、次に掲げる事務その他の管轄区域内に設置した街頭防犯カメラシステムの管理及び運用に関する事務を処理するものとする。
 - ア 街頭防犯カメラシステムの保守及び管理に関すること。
 - イ データの保存、検索、提供等に関すること。
 - ウ 街頭防犯カメラシステムに関する職員の指導に関すること。
- (3) 執務時間外においては、当番責任者が管理運用補助者の事務を行うものとする。

5 データ取扱担当者

- (1) 設置署にデータ取扱担当者を置き、当該設置署の職員の中から管理運用責任者が指定した者をもって充てる。
- (2) データ取扱担当者は、管理運用補助者の指揮を受け、データの検索、提供等に関する事務を処理するものとする。

第5 街頭防犯カメラシステムの設置

1 設置場所の選定等

総括責任者は、街頭防犯カメラの設置場所の選定に当たっては、管理運用責任者と協議の上、当該街頭防犯カメラの設置が効果的と認められる犯罪の発生する蓋然性が高い公共空間における適切な場所を選定するとともに、不必要な画像が撮影されないよう撮影範囲を設定するものとする。

2 設置場所の明示

管理運用責任者は、街頭防犯カメラの設置に当たっては、その設置されていることが明らかになるよう設置区域の見やすい場所に、当該街頭防犯カメラが設置されている旨を表示板により明示するものとする。

3 モニター及び録画装置の管理

管理運用責任者は、モニター（街頭防犯カメラで撮影した画像を表示する装置をいう。）及び録画装置（街頭防犯カメラで撮影した画像を電磁的方法により媒体に記録し、及び再生する装置をいう。）の設置に当たっては、施錠設備のある部屋に設置するなど、当該設置の場所の状況に応じた情報漏えい措置を講じ、適切に管理するものとする。

第6 データの取扱い

1 データの保存

データの保存期間は、1週間とする。ただし、管理運用責任者は、犯罪の捜査等のため特に必要があると認めるときは、総括責任者と協議の上、当該保存期間を延長することができる。

2 データの検索

- (1) 所属長は、犯罪の捜査等のためデータを検索する必要があるときは、管理運用責任者にデータの検索を依頼するものとする。
- (2) 管理運用責任者は、前記(1)の規定により依頼を受けた場合においては、その適否を判断した上で、データ取扱担当者をして当該依頼に係るデータを検索するものとする。

3 データの提供

- (1) 所属長は、犯罪の捜査等のため特に必要があると認めるときは、管理運用責任者にデータの提供を依頼することができる。
- (2) 管理運用責任者は、前記(1)の規定により依頼を受けた場合において、次のいずれかに該当するときは、データを提供することができる。

ア 法令に基づく場合

イ 総括責任者と協議の上、国民の生命、身体及び財産の保護その他公共の利益のために必要と認められる特段の理由があると判断した場合

(3) 管理運用責任者は、前記(2)の規定によりデータを提供するときは、データ取扱担当者をして当該データを外部記録媒体に保存して提供するものとし、提供を受けた所属長は、保管責任者を指定し、施錠設備のある保管庫で当該データを保管しなければならない。

(4) 前記(3)の規定によりデータの提供を受けた所属長は、当該データが不要となったときは、速やかに管理運用責任者に返却しなければならない。

4 データの消去及び廃棄

(1) 保存期間を経過したデータは、新たなデータを上書きするなどの方法により速やかに消去するものとする。

(2) 管理運用責任者は、外部記録媒体に保存したデータが不要となったときは、データ取扱担当者をして当該データを速やかに消去し、又は物理的な破壊等復元できない方法により確実に廃棄するものとする。

第7 情報の守秘

職員は、街頭防犯カメラシステム及びデータから知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

第8 報告及び運用状況の公表

1 報告

(1) 管理運用責任者は、毎月10日までに、前月分の街頭防犯カメラシステムの運用状況を総括責任者に報告するものとする。

(2) 警察本部長は、前記第6の3の規定によりデータを提供した場合においては、その状況を半年ごとに大分県公安委員会に報告するものとする。

2 運用状況の公表

警察本部長は、街頭防犯カメラシステムの運用状況を半年ごとに公表するものとする。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、街頭防犯カメラシステムの運用に関し必要な事項は、総括責任者及び管理運用責任者が定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。